

経 済 産 業 省

20250509電委第4号
令和〇年〇月〇日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について

平成11年12月に制定された「適正な電力取引についての指針」については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添の改定事項のとおり、昨今の市場分断状況を踏まえ、市場支配力を有する可能性の高い事業者を判定するにあたっての地理的範囲の区分の方法について、改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

適正な電力取引についての指針 改定事項

1 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関し以下の内容を追記する。

(1) 本則において、地域間連系線のスポット市場入札時点における年平均分断発生率が、直近5年間において10パーセント以上となる年が3年以上継続する場合に、連系線は分断しているものとして地理的範囲を区分する旨。

(2) 経過措置において、当分の間、本則によらず、以下のとおり判定する旨。

ア 電力・ガス取引監視等委員会が、以下の基準^{*}を満たすことを確認した場合、地域間連系線のスポット市場入札時における分断発生率の平均を算出する期間(期間A)を1月から3月、3月から6月、6月から12月と段階的に増加させると同時に、当該分断率の継続性を判断する期間(期間B)を1年から2年、2年から3年と増加させていく旨。

※基準

令和6年度における市場支配力を有する可能性の高い事業者(北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、株式会社JERA、中部電力ミライズ株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社)について、

(ア) 判定時の直近1年間において、市場支配力を有する可能性の高い事業者により相場操縦事案等の問題行動が認められないこと(例えば、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告を受けた事業者による再発防止策が完了したと認められる時期から1年以上が経過している等)

(イ) 判定時において、平均化する期間を増加させて市場範囲を画定した場合、市場支配力を有する可能性の高い事業者に該当しなくなる事業者について、第二部Ⅱ(卸売分野等における適正な電力取引の在り方)に規定する望ましい行為を履践していること

(ウ) 判定時において、市場支配力を有する可能性の高い事業者に該当しない事業者について、電力・ガス取引監視等委員会の調査により、市場価格を操作するための売惜しみ等問題となる行為が認められないこと

(エ) 判定時において、平均化する期間を増加させて市場範囲を画定した場合、市場支配力を有する可能性の高い事業者に該当しなくな

る事業者が供給するエリアにおいて、判定時における「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」に基づき、内外無差別な卸売が担保されていること

- イ その上で、判定時の直近5年間の地域間連系線のスポット市場入札時点において期間Aに基づき算出した分断発生率が10パーセントを超える期間が、期間Bにわたって継続する場合には連系線は分断しているものとして、地理的範囲を区分するものとする旨。
- ウ 上記のとおり区分した地理的範囲において、総発電容量の50パーセントを超える発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）を保有する電気事業者、又は、当該範囲における主要な供給者（Pivotal Supplier：当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者）と判定される電気事業者を、市場支配力を有する可能性の高い事業者とする旨。
- エ アからウの確認は、毎年度行うものとする旨。

以 上